

# 岩手労働局 第14次労働災害防止計画

## 計画の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

## 8つの重点対策

### 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

### 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

### 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

### 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

### 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

### 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

### 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

### 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

各重点対策の具体的取組事項についてはホームページをご覧ください

( <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/home.html> )



## 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）により効果検証を行う。

アウトプット指標	アウトカム指標
<b>労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする</li><li>➤ 卸売・小売業、医療・福祉業の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする</li><li>➤ ノーリフトケアを導入している介護事業場の割合を増加させる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 転倒の死傷年千人率の増加に歯止めをかける</li><li>➤ 転倒による平均休業見込日数を40日以下とする</li><li>➤ 社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させる</li></ul>
<b>高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける</li></ul>
<b>多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を50%以上とする</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下とする</li></ul>
<b>業種別の労働災害防止対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主を含む。)の割合を45%以上とする</li><li>➤ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする</li><li>➤ 機械による「はまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする</li><li>➤ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を50%以上とする</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 陸上貨物運送事業の死傷者数を5%以上減少させる</li><li>➤ 建設業における死亡者数を15%以上減少させる</li><li>➤ 製造業における機械による「はまれ・巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる</li><li>➤ 林業の死亡者数を15%以上減少させる</li></ul>

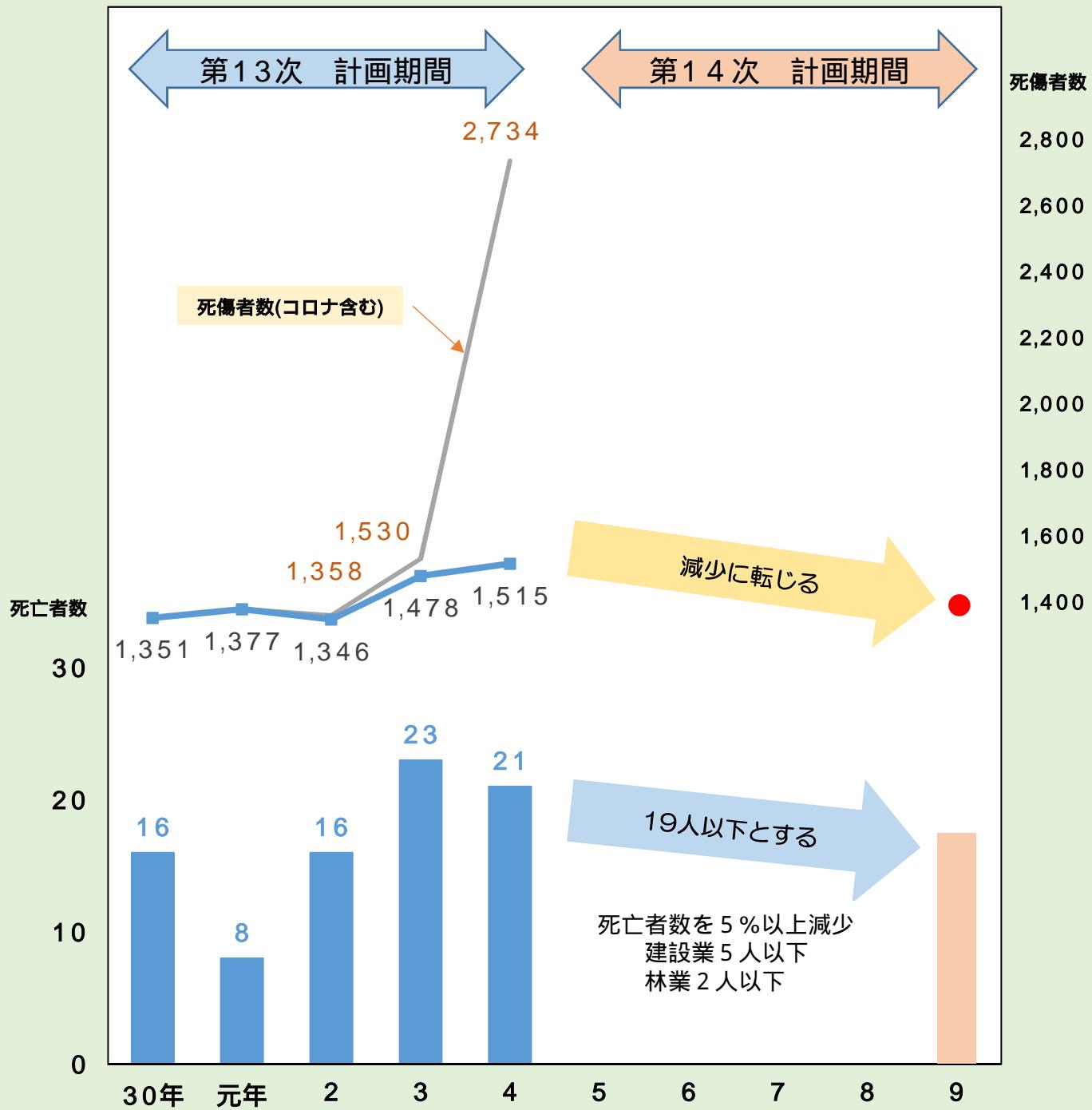
アウトプット指標	アウトカム指標
<b>労働者の健康確保対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 企業における年次有給休暇の取得率を70%以上とする</li> <li>➤ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を15%以上とする</li> <li>➤ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする</li> <li>➤ 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする</li> <li>➤ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする</li> <li>➤ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする</li> </ul>
<b>化学物質等による健康障害防止対策の推進</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする</li> <li>➤ 労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を80%以上とする</li> <li>➤ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次防の期間と比較して、5年間で5%以上減少させる</li> <li>➤ 増加が危惧される熱中症による死傷者数の増加率を第13次防の期間と比較して減少させる</li> </ul>



- ・死亡災害については、5%以上減少する
- ・死傷災害については、増加傾向に歯止めをかけ、減少に転ずる

# 第14次労働災害防止計画

## 第14次労働災害防止計画(死亡・死傷災害の期待値)





腰痛を防ぐ

# 職場の 事例集

厚生労働省 中央労働災害防止協会



# 1. 事例集の使い方

この事例集では、小売、介護・看護の職場で腰への負担を減らした100以上の事例の成果、内容、きっかけをまとめたものです。

次の2. 事例集目次にあるタイトルから気になる事例を見つけ、事例を確認してください。

巻末には、参考情報もありますので、腰痛予防にお役立てください。

取組の成果

取組の内容

取組のきっかけ

介護・看護  
1

## ノーリフトケアを導入

高知県立あき総合病院  
施設の種類：一般病院 従業員規模：100-999人

成 果

腰への負担が軽減

内 容

- 腰痛予防対策委員がノーリフトケアの動画を作成し、配信した。
- モデル病棟に対して、1回30分（全2回）の研修を実施した。
- ノーリフト宣言のポスターを作成、配布した。
- 介助のときにベッドの高さを調整するようになり、前かがみ姿勢が軽減した。
- 福祉用具（例：スライディングシート、スライディングボード）の使用頻度が増加し、職員が患者を持ち上げないようになった。

きつかけ

- 腰痛を訴える職員が増加していたが、組織全体の取組はなかった。
- 福祉用具はあるが、使用方法の理解不足から使用頻度が低かった。

費用の目安  
数十万円

費用の目安  
数千円  
数万円  
数十万円  
数百万円

注)ノーリフトケア／ノーフラッピングケア：事例のタイトルや成果では、便宜上ノーリフトケアと表示している。

# 2. 事例集目次

## 小売の職場

番号	カテゴリ	タイトル	業態	従業員規模	費用の目安
1	重量物取扱い作業の改善	重量物マークを表示	無店舗販売	50-99人	数十万円
2		重量物マークを表示	食料品スーパー	100-999人	数千円
3		運搬作業に台車を使用	ドラッグストア	50人未満	数万円
4		運搬作業に台車を使用	医薬品・化粧品小売業	50人未満	数千円
5		運搬作業に台車を使用	ドラッグストア	50人未満	数千円
6		運搬作業にローラーコンベアを使用	無店舗販売	50-99人	数十万円
7		運搬作業にスライダーシートを使用	食料品スーパー	100-999人	数十万円
8	作業姿勢の改善	荷さばき時の作業姿勢を改善	無店舗販売	50-99人	数千円
9		荷さばき時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数万円
10		台車使用時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数千円
11		陳列時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数万円
12		陳列時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数十万円
13		ミーティング時の作業姿勢を改善	食料品スーパー	100-999人	数千円
14		連続作業時間を短縮	食料品スーパー	100-999人	数千円
15	健康管理	腰痛予防体操を導入	無店舗販売	50-99人	数千円
16		腰痛予防体操を導入	家電大型専門店	1000人以上	数千円
17		腰痛予防体操を導入	食料品スーパー	100-999人	数万円
18	教 育	持ち上げ方を教育	家電大型専門店	1000人以上	数千円
19		腰痛予防教育に動画を使用	食料品スーパー	100-999人	数十万円

## 2. 事例集目次

番号	カテゴリ	タイトル	業態	従業員規模	費用の目安
20	教 育	店舗の腰痛予防教育を統一	無店舗販売	50-99人	数万円
21	管理体制	店舗の安全衛生状況を把握	家電大型専門店	1000人以上	数十万円
22		店舗の業務災害発生情報を把握	無店舗販売	50-99人	数千円

### 介護・看護の職場

番号	カテゴリ	タイトル	施設の種類	従業員規模	費用の目安
1	ノーリフトケアの実践	ノーリフトケアを導入	一般病院	100-999人	数十万円
2		ノーリフトケアを宣言	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
3		ノーリフトケアのリーダーを養成	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
4		ノーリフトケアのリーダーを養成	地域医療支援病院、介護老人福祉施設ほか	1000人以上	数十万円
5		ノーリフトケアの委員会を設置	介護老人保健施設	50-99人	数百万円
6		ノーリフトケアの取組効果を検証	介護老人福祉施設	50-99人	数万円
7		ノーリフトケアの研修を開催	介護老人福祉施設	50-99人	数万円
8		ノーリフトケアの研修を開催	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
9		ノーリフトケアの実践を相互評価	介護老人福祉施設	50-99人	数万円
10	福祉用具の使用	スライディングボード・シートを使用	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
11		スライディングボード・シートを使用	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
12		スライディングボード・シートを使用	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
13		使い捨てのスライディングシートを使用	一般病院	100-999人	数千円
14		臥位のまま移乗できるスライディングボードを使用	地域医療支援病院	100-999人	数万円
15		臥位のまま移乗できるスライディングボードを使用	一般病院	100-999人	数万円

## 2. 事例集目次

番号	カテゴリ	タイトル	施設の種類	従業員規模	費用の目安
16	福祉用具の使用	臥位のまま移乗できるスライディングボードを使用	介護老人福祉施設	50-99人	数万円
17		スライディンググローブを使用	介護老人福祉施設	50-99人	数千円
18		スライディンググローブを使用	介護老人福祉施設	50-99人	数万円
19		体位変換用シートを使用	介護老人保健施設	50-99人	数十万円
20		肘置き跳ね上げ機能付き車椅子を導入	介護老人福祉施設	50-99人	数万円
21		電動昇降ベッドを導入	住宅型有料老人ホーム、通所介護	50人未満	数十万円
22		電動昇降ベッドを導入	介護老人福祉施設	50人未満	数万円
23		スタンディングマシーンを導入	介護老人保健施設	50-99人	数十万円
24		居室にリフトを導入	介護老人福祉施設	100-999人	数十万円
25		浴室にリフトを導入	通所介護	50人未満	数万円
26		浴室にリフトを導入	介護老人福祉施設	50人未満	数十万円
27		リハビリテーション室にリフトを導入	一般病院	100-999人	数百万円
28		歩行リハビリテーションにリフトを導入	一般病院	100-999人	数十万円
29		MRI検査室にリフトを導入	一般病院	100-999人	数万円
30		リフトの導入にサブスクリプションサービスを活用	一般病院	100-999人	数十万円
31		特殊浴槽を導入	介護老人福祉施設	50-99人	数十万円
32	作業姿勢の改善	排せつ介助時の作業姿勢を改善	介護老人福祉施設	50人未満	数万円
33		入浴介助時の作業姿勢を改善	介護老人福祉施設	50人未満	数千円
34		入浴介助時の作業姿勢を改善	介護老人福祉施設	100-999人	数万円
35		入浴介助時に小休止を導入	通所介護	50人未満	数千円
36		整容時の作業姿勢を改善	住宅型有料老人ホーム、通所介護	50人未満	数十万円

介護・  
看護  
1

## ノーリフトケアを導入

費用の目安  
数十万円

高知県立あき総合病院

施設の種類：一般病院 従業員規模：100-999人

### 成 果

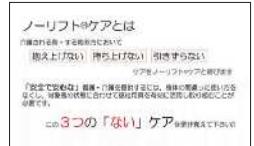
#### 腰への負担が軽減

### 内 容

- ・腰痛予防対策委員がノーリフトケアの動画を作成し、配信した。
- ・モデル病棟に対して、1回30分（全2回）の研修を実施した。
- ・ノーリフト宣言のポスターを作成、配布した。
- ・介助のときにベッドの高さを調整するようになり、前かがみ姿勢が軽減した。
- ・福祉用具（例：スライディングシート、スライディングボード）の使用頻度が増加し、職員が患者を持ち上げないようになった。

### きっかけ

- ・腰痛を訴える職員が増加していたが、組織全体の取組はなかった。
- ・福祉用具はあるが、使用方法の理解不足から使用頻度が低かった。



介護・  
看護  
2

## ノーリフトケアを宣言

費用の目安  
数千円

社会福祉法人土佐香美福祉会 特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

### 成 果

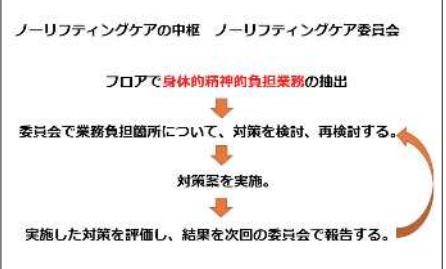
- ・取組後1年で、業務上の腰痛発生件数が2件から0件、慢性的に腰痛を訴える職員が8割減少
- ・職場改善への意識が向上

### 内 容

- ・全職員が集まる職員会で、施設長が「労働安全衛生のためのノーリフティングケアを行う」ことを宣言し、自身の身体負担を減らし、働きやすく環境を変えるという考え方、取組の目的や内容を説明した。
- ・身体負担がなく楽に働くことができるよう、事業所内のリスクを毎月ピックアップし、委員会で対策を考えるようにした。また、その結果がどうなったかを翌月の委員会で評価し、次の課題解決につながるように、PDCAサイクルを構築した。
- ・全職員に自分たちの体を守る理由でノーリフティングケアを行うことが理解され、身体への負担がかかる職場環境の改善に職員の意識が向くようになった。

### きっかけ

- ・業務上で腰痛が2件あり、普段から慢性的に腰痛を訴える職員も多く、同一法人内の特養施設の中で、最もノーリフティングケアの取組が遅れていた。
- ・職員はノーリフティングケアという言葉は知っていても、何を目的として行うのかが理解できていない状態で、組織としての取組目標もなかった。



介護・  
看護  
**3**

## ノーリフトケアのリーダーを養成

費用の目安  
数千円

社会福祉法人土佐香美福祉会 特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

### 成 果

- ・職員、利用者ともに身体負荷が軽減
- ・職員は腰痛予防や働きがいが向上、利用者は身体機能が改善

### 内 容

- ・高知県の事業であるノーリフトのマネジメント養成研修を活用し、介護のリーダーすべてが受講及び課題をクリアし、ノーリフトマイスターとして認定を受けた。また、同事業の技術リーダー養成研修も受講し、リーダーがノーリフトに関するマネジメントだけでなく、技術指導もできるようにした。
- ・高知県の研修の受講によりノーリフトケアに取り組む目的を各リーダーに教育することができ、ノーリフトに関するマネジメントが継続できるようになった。
- ・リーダーから一般職員への指導も円滑に行えており、介護機器や用具を使うだけでなく、なぜノーリフトケアが必要なのかを述べることもできるようになった。
- ・組織としてノーリフトケアの推進が図られたので、全職員の意識が「利用者にも働く人にも優しいケア」を提供する自覚が芽生えた。

### きっかけ

- ・職員のノーリフトケアの理解が十分ではなく、組織的なマネジメントとして稼働できていなかった。
- ・機器や用具を扱えるリーダー育成はもとより、ノーリフトケアをマネジメント（ケアの質や業務効率を改善）できるリーダーの養成が必要だった。

介護・  
看護  
**4**

## ノーリフトケアのリーダーを養成

費用の目安  
数十万円

社会医療法人財団董仙会

施設の種類：地域医療支援病院、介護老人福祉施設ほか 従業員規模：1000人以上

### 成 果

- ・腰痛を理由とする離職者がゼロ
- ・ノーリフトケアの取組を知った求職者が応募

### 内 容

- ・医療・介護では、職員が腰痛を起こしやすい場面（例：ベッドからの移乗、排せつ介助、入浴介助）が多いことから、健康経営の課題に腰痛予防を挙げて取り組んだ。
- ・董仙会介護部門が介護福祉士にノーリフトマイスター研修を実施し、ノーリフトを推進する職場のリーダーを養成した。
- ・マイスターによる指導により、職員の意識が機器を使用せずに早く済ませようという意識から機器を使用して安全に行おうという意識に変わった。
- ・ノーリフトに取り組んでいることを把握している求職者からの応募があった。

### きっかけ

- ・董仙会は、医療、介護、福祉および保健に関するサービスを提供しており、基本理念に「職員の健康と幸せ」を掲げ、健康経営に取り組み、2018～2023年は健康経営優良法人（ホワイト500企業）に認定してきた。
- ・腰痛による病欠者が出たことをきっかけに、離職防止や採用面にも寄与する取組として、トップが決断して実施することになった。



機器を使用して  
安全に行おうという  
意識が芽生えた

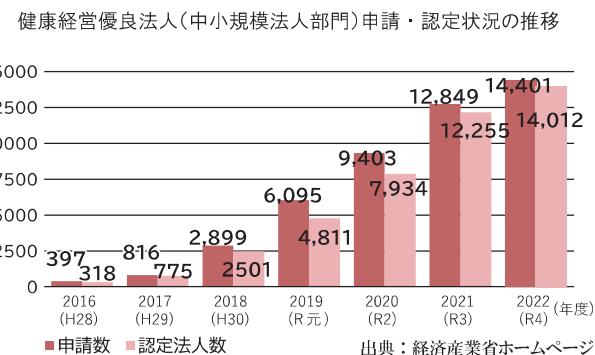
## コラム4 健康経営

健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION! 健康経営」  
<https://www.kenko-keiei.jp/>



### 「健康経営・健康投資」とは

- 健康経営とは、従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考え方の下、**健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること**。
- 健康投資とは、**健康経営の考え方**に基づいた具体的な取組。
- 企業が経営理念に基づき、従業員の健康保持・増進に取り組むことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の**組織の活性化**をもたらし、**結果的に業績向上や組織としての価値向上へ繋がることが期待される**。



出典：経済産業省ホームページ

認定申請は、年々増加しています。腰痛予防を課題に挙げて健康経営に取り組んでいる小売業の企業、社会福祉法人、医療法人もあります。詳しくは、「ACTION! 健康経営」をご覧ください。

介護・  
看護  
5

## ノーリフトケアの委員会を設置

費用の目安  
数百万円

医療法人仁智会 介護老人保健施設ヘルシーケアなはり

施設の種類：介護老人保健施設 従業員規模：50-99人

### 成 果

- ・ノーリフトケアが促進
- ・利用者の身体機能が改善

### 内 容

- ・労働安全衛生の一環としてノーリフトケアに取り組むことにし、施設長をトップに、事務職、医療職、介護職の横断的なメンバーで構成した委員会を発足した。
- ・①職員の健康管理部、②アセスメント・プランニング部、③福祉用具導入・管理部、④ケア以外の業務部、⑤教育企画・技術教育部の5つの部会を立ち上げた。
- ・各部会では、6ヶ月ごとに計画を策定し、月1回、進捗報告と検討議題を議論するようにした。
- ・委員会では、就労環境調査を実施したり、福祉機器を導入したり、教育方法の検討を行った。また、福祉機器や福祉用具の導入に併せて、全職員に対してノーリフトケアの意義や身体の使い方、福祉機器や福祉用具の使い方を教育した。
- ・利用者の褥瘡（床擦れ）や拘縮の予防につながった。

### きっかけ

- ・職員の腰痛と疲労が問題となっていた。さらに、少子高齢化、地域の過疎化により、離職者に対し入職者が少なく、10年後の人員不足の課題も抱えていた。その課題から、社会福祉の職場の「きつい、汚い、暗い」というイメージではなく、魅力ある、働きがいを感じる職場をみんなで作っていくという機運を高めていくことが必要と考えた。



床走行式リフト



体位変換用シート

介護  
看護  
6

## ノーリフトケアの取組効果を検証

費用の目安  
数万円

社会福祉法人大佐香美福祉会 特別養護老人ホームウエルプラザ高知

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

成 果

- ・ノーリフトケアが促進
  - ・時間にゆとりが生まれ、無理のない介助が実現

内 容

- ・ノーリフティングケアの取組当初から組織の中にノーリフティング委員会を設置し、施設全体で取り組んできた。年に2回、腰痛アンケートを実施し、その集計結果と改善すべき業務の内容をノーリフティング委員会で話し合うようにした。
  - ・衛生委員会でも腰痛を訴える職員数やその変化を確認し、取組の効果を検証するようにした。
  - ・ノーリフティング委員会の活動の結果、主任やリーダー以外の職員にノーリフティングケアに関する知識や技術を習得する機会を十分確保できていないとの分析結果から、ノーリフティングケアの必要性や福祉用具の使用方法を共有する週1回の研修会を開催することにし、研修会の内容も委員会で話し合うようにした。
  - ・福祉用具の活用により、二人介助が一人介助になった。



### 腰痛アンケート(見本)

## きっかけ

- ・ノーリフティングケアの実践により、単に腰痛予防対策の効果の有無だけではなく、実際に腰痛発症率が低下したか、腰痛による離職者が減少したか、入職者の増加があったか、介護職場の「きつい、汚い、暗い」というイメージの払拭に役立ったかを検証し、快適な職場環境の醸成、人材確保に資する取組につながったかを確認しておく必要性があった。

介護・  
看護  
7

## ノーリフトケアの研修を開催

費用の目安  
数万円

社会福祉法人大佐香美福祉会 特別養護老人ホームウエルプラザ高知

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

成 果

- ・ノーリフトケアが定着
  - ・腰痛を原因とした離職率が低下



#### 福祉用具を使用したケアの実践練習

内 容

- ・ノーリフティング委員会メンバーが、週1回水曜日勤務時間内の1時間に、ノーリフトケアの技術研修や福祉機器の使用方法に関する情報共有や技術練習を行う研修会を開催することにした。
  - ・各フロアから必ず1名（勤務表に記載。都合が付ければ他の職員も参加）は参加するようにし、職員会で全職員に内容を周知した。
  - ・研修会では、現場で起きている直近の課題や問題も情報共有するようにした。
  - ・現場の課題に対して具体的な対応案を提案でき、解決できるようになった。



職員会で全職員に伝達

介護・  
看護  
**8**

## ノーリフトケアの研修を開催

費用の目安  
数千円

社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会 特別養護老人ホームあざみの里

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

### 成 果

- ・ノーリフトケアが定着
- ・人材育成の体制が整備



### 内 容

- ・誰が見ても分かりやすい写真入りのマニュアルを作成し、新人職員研修で目的や効果、介助するときの身体の使い方、不良姿勢をなくすことを教え、研修後は認定テストを実施した。
- ・各職員のリフトの使い方や介助技術を確認し、個別指導を実施した。
- ・目的を認識してもらうことで、自身の身体の使い方から決められた用具の使用、利用者への触れ方も理解しやすくなり、統一した介助方法を職員が実践できるようになった。
- ・福祉用具を使用することで、職員の性別や年齢に関らず同様の移乗介助を行えるようになった。

### きっかけ

- ・全職員が目的を理解できていることが大事であるが、「ノーリフティングケアを知識として理解できている」と答えた職員は100%であったにもかかわらず、全職員が「実践できている」という状況ではないことがアンケート結果から分かった。また、実践できていない原因として、福祉用具の使い方に自信がないのではないかと考えた。

介護・  
看護  
**9**

## ノーリフトケアの実践を相互評価

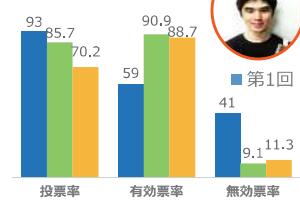
費用の目安  
数万円

社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会 特別養護老人ホームあざみの里

施設の種類：介護老人福祉施設 従業員規模：50-99人

### 成 果

- ・ノーリフトケアが定着
- ・多職種で協力し合える関係性が実現

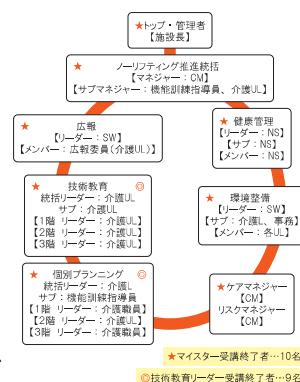


### 内 容

- ・ノーリフティングケア推進チームを施設長、機能訓練指導員、介護職員、ケアマネジャー、生活相談員、看護師、事務職員と多職種で構成した。必要なライセンスを取得し指導できる職員を増やしていくことで、多職種間で同様の知識や技術を持ち、認め合える職場づくりを目指した。
- ・一緒にケアを行っている職員から、どの職員がノーリフティングケアを理解し実践できているか理由も含め投票を行う総選挙を実施し、職種に関らず全員が取組の当事者であることを認識できるようにした。
- ・楽しみながら褒める、褒められることで意欲・向上心アップにつながるというよい効果がもたらされた。ノーリフティングケアだけでなく、他の取組・業務においても多職種で協力し合える関係性ができた。

### きっかけ

- ・研修受講後、どのように職場に落とし込んでいくか、研修で得たものを現場で活かすにはやっていることが正しいんだと周囲から認められることが必要ではないか、職員が楽しみながら投票できるよう「今日のMVP」を投票すればどのようなことができるようになっているかも把握できるのではないか、と思い実行した。



## 「令和5年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

「令和5年度エイジフレンドリー補助金」は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」といいます。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高年齢労働者の労働災害が増えています。
- 「**高年齢労働者の労働災害防止コース**」では、高年齢労働者が安全に働くよう、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。
- 「**コラボヘルスコース**」では、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。
- 高年齢労働者の労働災害防止、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

### 補助金申請期間 令和5年6月12日～令和5年10月末日

	高年齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（※1） (3) <b>高年齢労働者（60歳以上）</b> を常時1名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者（※1） (3) 労働者を常時1名以上雇用している 〔高年齢者労働者が事業場に所属していない場合も補助の対象です。〕
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	<b>1／2</b>	<b>3／4</b>
上限額	<b>100万円</b> (消費税を除く)	<b>30万円</b> (消費税を除く)
注意事項	※2コース併せての上限額は <b>100万円</b> です。 ※2コース併せた申請の場合は、必ず <b>2コース同時に申請</b> してください。 (月を変えて別々の申請はできません)。 <b>※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。</b> 全ての申請者に交付されるものではありません。	

（※1）中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下
※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。 ※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。			



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

# 高年齢労働者の労働災害防止コース

■ 高年齢労働者(60歳以上)の労働災害の防止のための取組に要する費用を補助対象とします。

- 1 転倒・墜落災害防止対策に関する費用
- 2 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策に関する費用
- 3 暑熱な環境による労働災害防止対策に関する費用
- 4 その他の高年齢労働者の労働災害防止対策に関する費用

●具体的には次のような対策が対象となります●

## 1 転倒・墜落災害防止対策

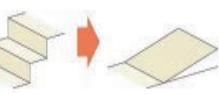
- ◆ 作業床や通路のつまずき防止対策（作業床や通路の段差解消）（※）
- ◆ 作業床や通路の滑り防止対策（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装備の導入
- ◆ トラック荷台等の昇降設備の導入
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）
- ◆ 階段への手すりの設置（※）
- ◆ 身体機能のチェックや運動指導の実施

（※）法令違反状態の解消を図るものではないこと

★転倒災害対策のポイントは、厚生労働省HPをご確認ください。

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう  検索

（URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>）



従業員通路の段差の解消



水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



転倒・腰痛災害防止のための運動指導の実施



移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備

## 2 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフト（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施
- ◆ 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止のための運動指導の実施

## 3 暑熱な環境による労働災害防止対策

- ◆ 热中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備、送風機の設置
- ◆ 体温を下げるための機能のある服の導入
- ◆ 热中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

## 4 その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

※労働者個人ごとに費用が生じる対策（運動指導、体温を下げるための機能のある服、ウェアラブルデバイス、パワーアシストスーツ等）については、対策にかかる高年齢労働者の人数分に限り補助対象とします。

対象となる対策の具体例、補助の対象とならないものについては、エイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ内にあるQ&Aにまとめています。  
申請前に必ずご確認ください。



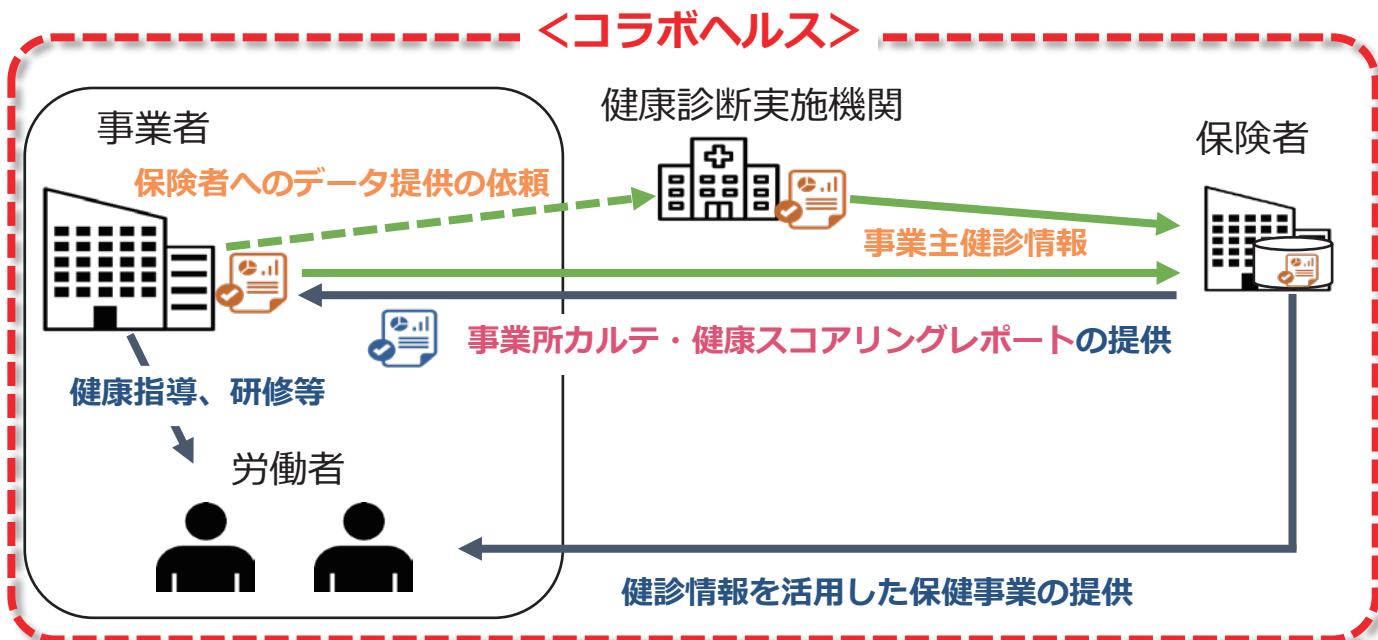
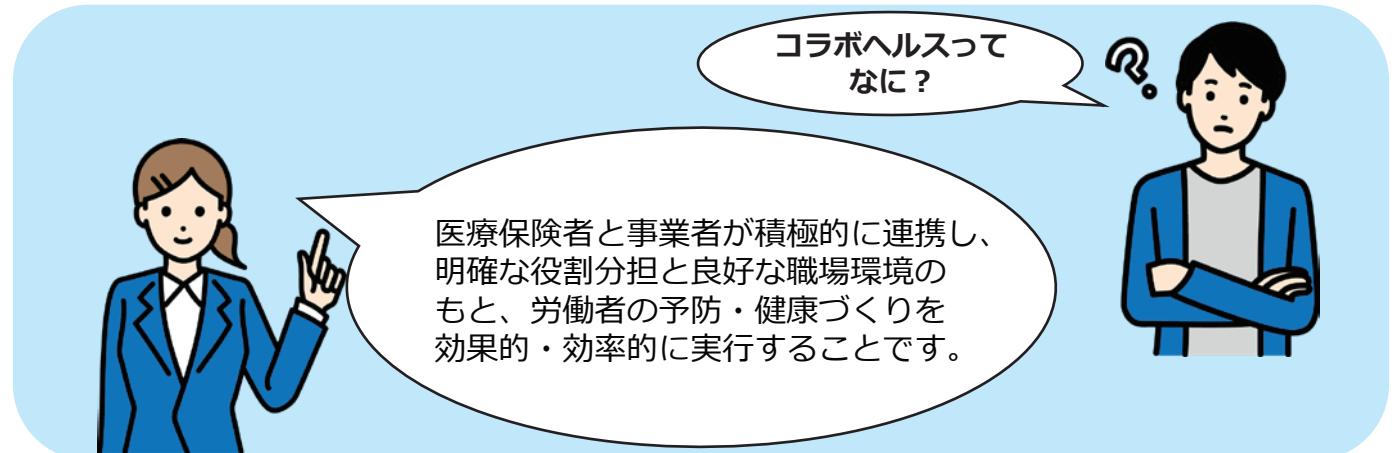
エイジフレンドリー補助金事務センターHP : <https://www.jashcon-age.or.jp>

### 【財産を処分する場合の承認申請（必要な場合に手続きしてください）】

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡し、または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。

★注：申請内容確認のため、コンサルタント会が実地調査することがあります。

# コラボヘルスコース



★労働者の健康保持増進のための次の取組に要する費用を補助対象とします★

## 【事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提となります】

- ◆ 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスメント対策等の健康教育等（オンライン開催、e ラーニングなども含む）  
※産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの
- ◆ 事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によるコラボヘルスを実施するための健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行うシステムの導入
- ◆ 栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置（健康診断、歯科検診、体力チェックの費用は除く）

## 事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用について

- 事業所カルテ・健康スコアリングレポートにより、各保険者の加入者の健康状態や医療費、予防・健康づくりへの取組状況等について、**全体平均や業態平均と比較したデータの見える化**が可能になります。
- 従業員等の健康状況について、現状認識を踏まえた具体的アクションの検討にご活用ください。
- 事業者から保険者に安衛法に基づく定期健康診断等の結果を提供することは、データヘルスやコラボヘルス等の推進により、労働者の健康保持増進につながります。保険者への健康診断結果の提供にご協力ください。

# 申請方法

## ①補助金交付申請 (中小企業事業者)

- 事務センターＨＰから「申請関係書類」をダウンロードしてください
- 「注意事項」「提出資料一覧チェック表」を確認の上、全ての書類を揃えて送付してください(※消印、発送日がわかる方法で送付してください)

## ②審査～交付決定通知書発行 (事務センター)

- 申請書類は毎月末に取りまとめ、翌月に全ての書類を審査します
- 審査結果は、審査した月の月末から翌月初め頃、以下の方法でお知らせします
  - ・交付を決定した案件⇒申請代表者宛に「交付決定通知書」等を郵送します
  - ・不採択になった案件⇒申請担当者宛にメールにより通知します

## ③対策の実施・費用の支払い (中小企業事業者)

- 交付決定通知書を受領したのち、対策を実施し、費用を支払ってください  
(交付決定通知書が到着したらできるだけ早く対策を実施すること)  
※交付決定日以前の発注、購入、施工等は、補助金の支払いが認められません

## ④実績報告書及び精算払請求書提出 (中小企業事業者)

- 対策が終了し、費用の支払いが完了したのち「実績報告書及び精算払請求書」を含む必要書類を全て送付してください  
※「交付決定通知書」郵送時に同封される「請求に必要な提出資料一覧表」を確認の上、全ての書類を揃えてください

## ⑤補助金の交付 (事務センター)

- 事業者より提出された「実績報告書及び精算払請求書」を確認の上、確定通知書を郵送し、補助金を指定口座へ振り込みます

## 申請に当たっての注意事項

- ◆この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の趣旨を理解した上で申請してください。
- ◆偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ◆交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中に異なる対策での申請が可能です。ただし、9月及び10月申請分は除きます。

## この補助金についてのお問合せは

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
**「エイジフレンドリー補助金事務センター」まで**  
(エイジフレンドリー補助金事務センターＨＰ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

**受付時間：**平日10：00～12：00/13：00～16：00（土日祝休み）  
(8月8日～8月15日（夏季休暇）、12月29日～1月3日（年末年始）を除く)

◎関係書類送付先◎

**〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
エイジフレンドリー補助金事務センター**

申請に関する書類は「申請担当」宛に、支払に関する書類は「支払担当」宛にお送りください。

関係書類は郵送または宅配便でのみ受付します(メールでの申請はできません)。

消印が確認できない料金別納・料金後納や発送日が確認できない方法で送付しないでください。

◆支払関係資料の提出の最終締切日は令和6年1月31日(当日消印有効)です◆

**申請、支払に関するお問合せは電話でのみ受付しています**

«申請担当»

電 話：03-6381-7507  
F A X：03-6381-7508  
追加資料送付専用メールアドレス  
af-hojyoyimucenter@jashcon.or.jp

«支払担当»

電 話：03-6809-4085  
F A X：03-6809-4086  
追加資料送付専用メールアドレス  
af-shiharai@jashcon.or.jp